

# 令和3年度事業報告書

## I 概況

平成5年4月1日に財団法人として設立された菊葉文化協会は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、令和3年度は公益財団法人として10度目の事業年度であった。当年度も、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、皇居東御苑が閉園したままの開始となり、令和3年6月8日からの再開となるなど、厳しい情勢下であったが、皇室ゆかりの伝承文化・文化財についての調査研究、皇室ゆかりの伝承文化・文化財及び皇室の御活動等皇室関連事項の国民への紹介、皇室関連施設の参観者・入園者等に対する便宜の供与、皇室関連施設の維持管理への協力等の公益目的事業を中心に各種事業の推進に努め、文化の向上及び福祉の増進に寄与した。

### 1 公益目的事業

令和3年度も、皇居東御苑が6月初めまで臨時閉園となるなど公益目的事業の実施に制約がかけられたことから、事業規模としては例年をかなり下回ることとなった。

皇室御一家(皇室カレンダー)の頒布数は、壁掛式で約9万部であった。

新たに、DVD「上皇陛下米寿をお迎えになって～平成の歩み～」を発行した。また、図書としては、「三の丸尚蔵館収蔵品目録第7号 写真「明治十年九州戦地写真帖」「西南役写真帖」及び「図書寮叢刊 九条家歴世記録 六」を発行した。

皇居東御苑ガイド事業は、日本語ガイド、英語ガイド共に実施を見合わせた。

### 2 収益事業

収益事業も、皇居東御苑が6月初めまで臨時閉園となったことなどにより、例年をかなり下回った。

## II 事業規模

令和3年度の事業規模は、次の表のとおり、経常収益約1億91百万円、経常費用約2億円で、当期経常増減額は約9百万円の赤字となった。公益目的事業2及び収益事業に係る出版物等頒布事業収益は約1億46百万円であった。

公益目的事業比率は、67.5%であった。

会計区分	事業区分	経常収益 (千円)	割合 (%)	経常費用 (千円)	割合 (%)
	公1：調査研究事業	0	0.0	1,678	0.8

公益目的 事業会計	公2：紹介・ 便宜供与事業	92,159	48.4	102,919	51.5
	公3・維持管 理業力事業	30,009	15.7	30,507	15.3
	共通	1,838	1.0	0	0.0
	計	124,006	65.1	135,104	67.5
収益事業会計		64,724	34.0	52,149	26.1
法人会計		1,838	1.0	12,781	6.4
合計		190,568	100.0	200,035	100.0

(端数四捨五入のため不突合がある。)

### Ⅲ 具体的事業

#### 1 公益目的事業

(1) 公益目的事業1：皇室ゆかりの伝承文化・文化財及び皇室制度に関する調査研究、資料の収集等を行う事業（「調査研究事業」） 事業費 1,678千円

皇室ゆかりの伝承文化・文化財及び皇室制度について、美術史を専攻した学芸員や、宮内庁の三の丸尚蔵館・書陵部の研究職等の協力を得て、次の調査研究及び資料収集を実施した。

##### ① 三の丸尚蔵館収蔵の美術工芸品関連の調査研究及び資料収集

- ・三の丸尚蔵館収蔵品に関する調査研究・資料収集 4件
- ・三の丸尚蔵館収蔵作品に関する各種文献のデータ収集 1件
- ・三の丸尚蔵館収蔵写真史料の調査研究 1件

##### ② 正倉院宝物関連の調査研究及び資料収集

- ・正倉院宝物関連素材及び製作技術に関する調査研究・資料収集 2件

(2) 公益目的事業2：皇室ゆかりの伝承文化・文化財及び皇室の御活動等皇室関連事項を広く国民に紹介する事業並びに皇室関連施設の参観者・入園者等に対して便宜を供与する事業（「紹介・便宜供与事業」） 事業費 102,919千円

#### 1) 皇室ゆかりの伝承文化・文化財を広く国民に紹介する事業

##### ① 三の丸尚蔵館の展覧会図録の発行・頒布

宮内庁が行う三の丸尚蔵館の展覧会に合わせて、展覧会図録を発行し、頒布した。

回	展覧会名	発行年月	発行部数(部)	単価(円)
88	近代陶磁をふりかえる—明治・大正・昭和初期	令和3年 6月	400	1,700

##### ② 皇室ゆかりの伝承文化・文化財及び皇室制度に関する図書の発行・頒布

新たに図書「三の丸尚蔵館収蔵品目録第7号 写真「明治十年九州戦地写真帖」「西南役写真帖」及び「図書寮叢刊 九条家歴世記録 六」を発行した。

また、当協会が発行（編集）した図書「皇室制度史料」、「図書寮叢刊」、「三の丸尚蔵館収蔵品目録」、「皇居東御苑セルフガイドブック」、「皇居東御苑の草木図鑑」等を頒布した。

③ 皇室ゆかりの伝承文化・文化財に関する解説小冊子等の頒布

当協会が発行した皇室ゆかりの伝承文化・文化財に関する解説小冊子「皇居のしおり」、「京都御所」、「仙洞御所」、「桂離宮」、「修学院離宮」のほか、当協会が製作した絵葉書、図書カード、一筆箋等を頒布した。

④ 皇室ゆかりの伝承文化・文化財を紹介する DVD の頒布

当協会が制作した皇室ゆかりの伝承文化・文化財を紹介する DVD 「皇室の伝統文化」、「雅楽」、「正倉院」、「正倉院宝物の美と技」、「皇居をたずねて」、「御所・離宮」等を頒布した。

⑤ 皇室ゆかりの伝承文化「雅楽」に関する解説小冊子の製作・無償配布等  
解説小冊子「雅楽」を製作して無償配布した。

	日本語（部）	英語（部）
雅楽	10,000	1,300

（注）日本語版は日本宝くじ協会、英語版は霞会館からの助成

⑥ 京都御所における文化紹介事業に対する協力

宮内庁が令和3年11月に行った「「京都御所 宮廷文化の紹介」＜令和3年秋＞」に際して、伝統的な文化紹介事業（献花、人形飾り付け等）に協力した。

2) 皇室の御活動等を広く国民に紹介する事業

① 皇室の御活動等を紹介する DVD の発行・頒布

上皇陛下の米寿を記念した DVD 「上皇陛下米寿をお迎えになって～平成の歩み～」を新たに発行した。また、天皇皇后両陛下の御活動等を紹介した DVD 「天皇皇后両陛下—令和を迎えて—」等を頒布した。

② 「皇室御一家」（皇室カレンダー）の発行・頒布

皇室の御動静、御活動等を紹介する令和4年版「皇室御一家」（皇室カレンダー）の壁掛式・卓上型及び化粧箱を発行し、頒布した。

最近5年間の状況は、以下のとおり。

発行年度	発行年版	壁掛式（部）	卓上型（部）	化粧箱（個）
平成29年度	平成30年版	94,000	17,300	8,000
平成30年度	平成31年版	122,600	33,000	15,300
令和元年度	令和2年版	120,200	27,800	11,800

令和2年度	令和3年版	92,300	13,600	10,000
令和3年度	令和4年版	89,900	12,900	12,200

3) 皇室関連施設の参観者・入園者等に対して便宜を供与する事業

① 皇居・御所離宮等に関する解説パンフレットの製作・無償配布

宮内庁が行う皇居並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観に際し、各施設の解説パンフレットを製作して無償配布するとともに、正倉院正倉外構公開に際し、正倉院の解説パンフレットを無償配布した。

(単位：部)

	日本語	英語	中国語	韓国語	フランス語	スペイン語
皇居	50,000	51,000	0	3,000	0	0
京都仙洞御所	19,000	4,000	0	0	0	—
桂離宮	36,000	4,000	0	0	0	—
修学院離宮	20,000	2,000	0	0	0	—

(注) 日本語版は日本宝くじ協会、外国語版は霞会館からの助成

② 皇居・御所離宮における参観者に対する参観案内映像の提供

宮内庁が行う皇居並びに京都御所、京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観に際し、映像設備により参観案内映像を提供した。

③ 皇室ゆかりの伝承文化・文化財等に関する模型の展示

当協会が製作した平成の大嘗宮及び雅楽演奏会の模型を皇居東御苑内本丸売店、信任状捧呈式の際に用いられる馬車列に関する模型を窓明館で一般展示した。

④ 皇居東御苑の利用者への便宜供与

ア 皇居東御苑の案内板、説明板、小型地図誘導板、ガイドポストの適切な維持管理に努めた。

イ 皇居東御苑に関する解説パンフレットを製作して入園者等に無償配布した。

	日本語(部)	英語(部)	中国語(部)	韓国語(部)
皇居東御苑	162,000	35,000	31,000	4,000

(注) 日本語版は日本宝くじ協会、外国語版は霞会館からの助成

⑤ 皇居東御苑ガイド事業

皇居東御苑ガイド事業は平成22年の開始以来好評を得てきたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、令和2年2月29日からガイド事業の実施を休止した。このため、令和2年度に引き続き、令和3年度もガイド事業を実施していない。

(3) 公益目的事業3：皇室関連施設における環境の保全、維持管理等に対する協力事業（「維持管理協力事業」） 事業費 30,507千円

### ① 皇室関連施設における利便増進業務の実施

令和3年度は、競争入札等の結果、次の5業務を宮内庁から請け負って皇室関連施設における利便増進業務を実施した。

- ア 皇居勤労奉仕団世話業務・窓明館管理業務
- イ 三の丸尚蔵館観覧者管理業務
- ウ 皇居東御苑管理業務
- エ 京都仙洞御所ほか管理補助業務
- オ 正倉院「正倉」外構監視業務

### ② 皇居東御苑における動植物のモニタリング調査

平成23年度から5か年計画で皇居東御苑内の20本の樹木について幹肥大成長及び樹木伸長に関する学術調査を実施した。専門家に依頼して、集積したデータの分析・調査結果のとりまとめを行い、その報告書をホームページ上で公開している。

## 2 収益事業

事業費 52,149千円

皇室関連施設の参観者、入園者等に対し、参観・入園の記念となる品々を販売するとともに、自動販売機により飲料を提供した。

## 3 その他

### (1) 賛助会員

令和3年度末の賛助会員は、個人会員143人、団体会員16社であった。最近5年間の状況は、以下のとおり。

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
個人会員(人)	176	156	161	149	143
団体会員(社)	14	15	15	16	16

### (2) ホームページの充実

分かりやすく利用しやすいホームページとなるよう、適時に内容の充実を図った。

### (3) 関係団体との連携

千代田区観光協会を始め関係団体との連携を図った。

## IV 理事会及び評議員会の開催実績

### 1 理事会の開催

(1) 第1回 理事会 (みなし決議)

- ① 日時 令和3年6月8日 (火)
- ② 方法 決議の省略の方法
- ③ 議案

- 第1号議案 令和2年度事業報告・附属明細書について
- 第2号議案 令和2年度財務諸表等について
- 第3号議案 特定費用準備資金の設定について
- 第4号議案 定時評議員会の開催について
- 第5号議案 任期満了に伴う理事候補者の推薦について

この議案は理事全員の同意の意思表示を得たので、理事会の決議があったものとみなされた。

(2) 第2回 理事会 (みなし決議)

- ① 日時 令和3年6月23日 (水)
- ② 方法 決議の省略の方法
- ③ 議案

- 第1号議案 理事長の選定について
- 第2号議案 専務理事の選定について

この議案は理事全員の同意の意思表示を得たので、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 第3回 理事会 (みなし決議)

- ① 日時 令和3年8月10日 (火)
- ② 方法 決議の省略の方法
- ③ 議案

- 第1号議案 令和3年度事業計画書の変更について
- 第2号議案 評議員会の開催について

この議案は理事全員の同意の意思表示を得たので、理事会の決議があったものとみなされた。

(4) 第4回 理事会 (みなし決議)

- ① 日時 令和4年3月4日 (金)
- ② 方法 決議の省略の方法
- ③ 議案

- 第1号議案 令和3年度における資金の借入れについて
- 第2号議案 令和3年度における専務理事の賞与の減額について
- 第3号議案 資産取得資金の設置について
- 第4号議案 令和4年度事業計画書、収支予算書並びに令和4年度資金調達

及び設備投資の見込みについて

第5号議案 公益財団法人菊葉文化協会理事職務権限規程の制定について

第6号議案 評議員会の開催について

この議案は理事全員の同意の意思表示を得たので、理事会の決議があったものとみなされた。

2 評議員会の開催

(1) 第1回 評議員会（みなし決議）

① 決議日 令和3年5月13日（水）

② 方法 決議の省略の方法

③ 議案

第1号議案 評議員の選任について

第2号議案 評議員の選任について

第3号議案 理事の選任について

この議案は評議員全員の同意の意思表示を得たので、評議員会の決議があったものとみなされた。

(2) 第2回 定時評議員会（みなし決議）

① 日時 令和3年6月23日（水）

② 方法 決議の省略の方法

③ 議案

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度財務諸表等について

第3号議案 評議員の選任について

第4号議案 任期満了に伴う理事の選任について（10件）

この議案は評議員全員の同意の意思表示を得たので、第1号議案については評議員会に報告があったものとみなされ、第2号議案以下については評議員会の決議があったものとみなされた。

(3) 第3回 評議員会（みなし決議）

① 日時 令和3年8月23日（月）

② 方法 決議の省略の方法

③ 議案 令和3年度事業計画書の変更について

この議案は評議員全員の同意の意思表示を得たので、評議員会の決議があったものとみなされた。

(4) 第4回 評議員会（みなし決議）

① 日時 令和4年3月15日（火）

② 方法 決議の省略の方法

③ 議案

第1号議案 令和3年度における資金の借入れについて

第2号議案 定款の改正について

第3号議案 令和4年度事業計画書、収支予算書並びに令和4年度資金調達  
及び設備投資の見込みを記載した書類について

この議案は評議員全員の同意の意思表示を得たので、評議員会の決議があったものとみなされた。



## 令和3年度の事業報告の附属明細書

令和3年度の事業報告には、定款第11条第1項第2号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。